

韓国からの牛肉・牛内臓の輸入の経緯について

＜経緯＞

韓国からの牛肉・牛内臓については、以前は十数トンから150トン程度の輸入があったが、2000年（平成12年）3月に韓国のPaju市において口蹄疫が牛で確認されたことから、農林水産省は家畜伝染病予防法第36条及び同法施行規則第43条に基づき同年3月より、牛等の偶蹄類及びそれらの肉等の輸入を禁止した。

今般、平成21年6月4日に開催された第288回食品安全委員会会合において、農林水産省から、韓国については2002年（平成14年）11月にOIEにおいてワクチンを接種しない口蹄疫の清浄国であるという認定を受け、我が国においても清浄性について認めていること、また、BSE未発生国であることから、今年4月に韓国からあった輸入再開の要請を受けて、口蹄疫を含む牛偶蹄類の動物の疾病の発生状況や検査の実施状況、家畜伝染病に関する法律についての情報提供を求めた上で家畜衛生条件について協議を進めていきたい、との報告があった。

これを受けて同委員会会合において、リスク評価が輸入再開の前提条件とはならないことを確認した上で、韓国を「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓にかかる食品健康影響評価」の対象に加えて、今後、プリオン専門調査会の見解に従って評価を進めることとしたものである。

＜輸入状況＞

韓国から日本への輸入禁止前の牛肉の輸入量は、1995～1999年度の5年間において、最も多い1998年度で約151.8トン、平均で毎年約40トンとなっており、牛内臓の輸入量については、1998年度に約2.6トン、1999年度に約28.1トンとなっている。

表1 牛肉の輸入量

(単位: トン)

年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度
韓国	—	—	16.8	151.8	32.8

表2 牛内臓の輸入量

(単位: トン)

年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度
韓国	—	—	—	2.6	28.1

資料：財務省「日本貿易統計」

注：本表に掲げる牛肉・牛内臓のほか、牛肉関連調整品（牛肉等の合計重量が全重量の20%を超えるもの）として、1995年度に2.5トン、1996年度に2.4トン、1998年度に0.6トン、1999年度に4.7トン等が輸入されている。